

$$\left(\frac{1}{1 - \frac{1}{2}} \right)$$

2025 年 11 月 21 日

様

水道法第20条登録機関 国土交通大臣及び環境大臣登録第33号
建築物飲料水水質検査業登録 佐保福5水第3083号
水質検査部門管理者 徳永 英樹

一丁巳七番二第
環境科学検査協
会
0952-22-1655
交通大臣及び環境大臣

吉原

(注) 游離残留塩素は水質基準適否に含まない